

第 8 小腸機能障害

第 8 小腸機能障害

障害程度等級表

級別	小 腸 機 能 障 害
1 級	小腸の機能の障害により自己の身の辺の日常生活活動が極度に制限されるもの
2 級	
3 級	小腸の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの
4 級	小腸の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの

一 障害程度等級表解説

- 等級表 1 級**に該当する障害は、次のいずれかに該当し、かつ、栄養維持が困難（注 1）となるため、推定エネルギー必要量（表 1）の 60%以上を常時中心静脈栄養法で行う必要のあるものをいう。
 - 疾患等（注 2）により小腸が切除され、残存空・回腸が手術時、75 cm未満（ただし乳幼児期は 30 cm未満）になったもの
 - 小腸疾患（注 3）により永続的に小腸機能の大部分を喪失しているもの
- 等級表 3 級**に該当する障害は、次のいずれかに該当し、かつ、栄養維持が困難（注 1）となるため、推定エネルギー必要量（表 1）の 30%以上を常時中心静脈栄養法で行う必要のあるものをいう。
 - 疾患等（注 2）により小腸が切除され、残存空・回腸が手術時、75 cm以上 150 cm未満（ただし乳幼児期は 30 cm以上 75 cm未満）になったもの
 - 小腸疾患（注 3）により永続的に小腸機能の一部を喪失しているもの
- 等級表 4 級**に該当する障害は、小腸切除又は小腸疾患（注 3）により永続的に小腸機能の著しい低下があり、かつ、通常の経口による栄養摂取では栄養維持が困難（注 1）となるため、随時（注 4）中心静脈栄養法又は経腸栄養法（注 5）で行う必要があるものをいう。

（注 1）「栄養維持が困難」とは

栄養療法開始前に以下の 2 項目のうちいずれかが認められる場合をいう。

なお、栄養療法実施中の者にあつては、中心静脈栄養法又は経腸栄養法によって推定エネルギー必要量を満たしうる場合がこれに相当するものである。

成人においては、最近 3 か月間の体重減少率が、10%以上であること。（この場合の体重減少率とは平常の体重からの減少の割合、又は（身長 - 100）× 0.9 の数値によって得られる標準的体重からの減少の割合をいう。）

15 歳以下においては、身長及び体重増加がみられないこと。

血清アルブミン濃度 3.2 g / dl 以下であること。

(注2)「疾患等」とは

小腸大量切除を行う疾患、病態は以下の場合をいう。

上腸間膜血管閉塞症

小腸軸捻転症

先天性小腸閉鎖症

壊死性腸炎

広汎腸管無神経節症

外傷

その他

(注3)「小腸疾患」とは

クローン病

腸管ペーチェット病

非特異性小腸潰瘍

特発性仮性腸閉塞症

乳児期難治性下痢症

その他の良性の吸収不良症候群

(注4)「随時」とは

6か月の観察期間中に4週間程度の頻度をいう。

(注5)「経腸栄養法」とは

経管により成分栄養を与える方法をいう。

(注6)手術時の残存腸管の長さは腸間膜付着部の距離をいう。

(注7)小腸切除(等級表1級又は3級に該当する大量切除の場合を除く。)又は小腸疾患による小腸機能障害の障害程度については再認定を要する。

(注8)障害認定の時期は、小腸大量切除の場合は手術時をもって行うものとし、それ以外の小腸機能障害の場合は6か月の観察期間を経て行うものとする。

4 その他の留意事項

(1)認定基準の中の「小腸機能の一部を喪失」とは、通常の栄養補給では所要の推定エネルギー必要量を確保できない場合に対象となるものであり、単一の栄養素の吸収不全に着目したものではない。

(2)6か月の観察期間について、期間の計算は当該疾患に係る初診日以降の範囲内で行うこととする。

(3)乳幼児で診断書作成時において、すでに6か月以上の中心静脈栄養法を実施中の者にあつては、推定エネルギー必要量の60%以上を常時中心静脈栄養法により行う必要があるものであれば、等級1級に該当するものである。

なお、乳幼児については、症状の変動が予想されるので、再認定の条件を付すこととする。

(4)クローン病、ペーチェット病等の場合は、一般的に症状に変動があるので、再認定(概ね3年)の条件を付すこととする。

- (5) 4 級 該 当 の 障 害 と し て 認 定 す る こ と と し て い る 経 腸 栄 養 法 は、 経 管 に よ り 成 分 栄 養 を 与 え る 方 法 と し て お り、 し た が っ て、 特 殊 加 工 栄 養 の 経 口 摂 取 に よ り 栄 養 補 給 が 可 能 な 者 は、 こ れ に 該 当 し な い も の と す る。
- (6) 小 腸 疾 患 に よ る 場 合、 現 症 が 重 要 で あ っ て も、 悪 性 腫 瘍 の 末 期 の 状 態 に あ る 場 合 は 障 害 認 定 の 対 象 と は な ら ない も の で あ る の で 留 意 す る こ と。
- (7) 小 腸 移 植 後、 抗 免 疫 療 法 を 必 要 と す る 者 に つ い て
小 腸 移 植 後、 抗 免 疫 療 法 を 必 要 と す る 期 間 中 は、 小 腸 移 植 に よ っ て 日 常 生 活 活 動 の 制 限 が 大 幅 に 改 善 さ れ た 場 合 で あ っ て も 1 級 と し て 取 り 扱 う。

(表1) 日本人の推定エネルギー必要量

年 齢 (歳)	エ ネ ル ギ ー (k c a l / 日)	
	男	女
0 ~ 5 (月)	5 5 0	5 0 0
6 ~ 8 (月)	6 5 0	6 0 0
9 ~ 1 1 (月)	7 0 0	6 5 0
1 ~ 2	9 5 0	9 0 0
3 ~ 5	1 , 3 0 0	1 , 2 5 0
6 ~ 7	1 , 3 5 0	1 , 2 5 0
8 ~ 9	1 , 6 0 0	1 , 5 0 0
1 0 ~ 1 1	1 , 9 5 0	1 , 8 5 0
1 2 ~ 1 4	2 , 3 0 0	2 , 1 5 0
1 5 ~ 1 7	2 , 5 0 0	2 , 0 5 0
1 8 ~ 2 9	2 , 3 0 0	1 , 7 0 0
3 0 ~ 4 9	2 , 3 0 0	1 , 7 5 0
5 0 ~ 6 4	2 , 2 0 0	1 , 6 5 0
6 5 ~ 7 4	2 , 0 5 0	1 , 5 5 0
7 5 以上	1 , 8 0 0	1 , 4 0 0

「食事による栄養摂取量の基準」 (令和2年厚生労働省告示第10号)

記載要領（小腸）

小腸切除又は小腸疾患により永続的な小腸機能の著しい低下のある状態について、その障害程度を認定するために必要な事項を記載する。

総括表 身体障害者診断書・意見書（小腸機能障害用）

「障害名」欄

「小腸機能障害」と記載する。

「原因となった疾病・外傷名」欄

原因疾患名はできる限り正確に書く。

（「小腸間膜血管閉塞症」「小腸軸捻転症」「クローン病」「腸管ペーチェット病」「乳児期難治性下痢症」等）

「疾病・外傷発生年月日」欄

疾病・外傷発生年月日の記載については、初診日でもよく、不明な場合は推定年月日を記載する。

「参考となる経過・現症」欄

通常のカルテに記載される内容のうち、特に身体障害者としての障害認定のために参考となる事項を摘記する。

現症について、診断書「小腸の機能障害の状況及び所見」の所見欄に記載される内容は適宜省略してもよい。

「総合所見」欄

経過現症からみて、障害認定に必要な事項、特に栄養維持の状態、症状の予測等について、記載する。

将来再認定について

将来再認定の「要・不要」の別について必ずどちらかに 印を記載する。

将来再認定を「要」とする場合は、「軽度化・重度化」の別も必ずどちらかに 印を記載し、将来再認定の時期等も必ず記載する。

再認定が必要な例【将来再認定 **要**（**軽度化**・**重度化**）・不要】

【再認定の時期 1年後・**3年後**・5年後】

診断年月日、医療機関名、診療担当科名、医師氏名欄を必ず記載し押印すること。

身体障害者福祉法第15条第3項の意見（指定医の意見）欄

障害の程度は、身体障害者福祉法別表に掲げる障害に

- ・該当する
- ・該当しない のどちらかに 印を記入してください。

障害程度等級についての参考意見

級相当 必ず等級を記入してください。

診断書様式（小腸の機能障害の状況及び所見）

体重減少率については、最近3か月間の観察期間の推移を記載することとし、この場合の体重減少率とは、平常の体重からの減少の割合又は $(身長 - 100) \times 0.9$ の数値によって得られる標準的体重からの減少の割合をいうものである。

小腸切除の場合は、切除小腸の部位及び長さ、残存小腸の部位及び長さに関する所見を、また、小腸疾患の場合は、疾患部位、範囲等所見を明記する。

栄養維持の方法については、中心静脈栄養法、経腸栄養法、経口摂取の各々について、最近6か月間の経過観察により記載する。

検査所見は、血清アルブミン濃度が最も重視されるが、その他の事項についても測定値を記載する。

* 等級表1級又は3級に該当する、疾患等（注2）により小腸が切除される場合の、（注2）「疾患等」とは

小腸大量切除を行う疾患、病態は以下の場合をいう。

- 上腸間膜血管閉塞症
- 小腸軸捻転症
- 先天性小腸閉鎖症
- 壊死性腸炎
- 広汎腸管無神経節症
- 外傷
- その他

ただし、末期がんが原疾患で小腸機能障害を呈した場合は、対象疾患に含まれない

小腸機能障害の等級診断のポイント(早見表)



障害程度等級表

(全等級で1種)

	障害程度等級表	障害程度等級表解説
1級	小腸の機能の障害により自己の身の日常生活活動が極度に制限されるもの	次のいずれかに該当し、かつ、 栄養維持が困難 (注1)となるため、推定エネルギー必要量の 60%以上 を常時中心静脈栄養法で行う必要のあるものをいう。 a 疾患等(注2)により小腸が切除され、残存空・回腸が手術時、 75cm未満(ただし乳幼児期は30cm未満) になったもの b 小腸疾患(注3)により永続的に小腸機能の 大部分 を喪失しているもの
2級		
3級	小腸の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	次のいずれかに該当し、かつ、 栄養維持が困難 (注1)となるため、推定エネルギー必要量の 30%以上 を常時中心静脈栄養法で行う必要のあるものをいう。 a 疾患等(注2)により小腸が切除され、残存空・回腸が手術時、 75cm以上150cm未満(ただし乳幼児期は30cm以上75cm未満) になったもの b 小腸疾患(注3)により永続的に小腸機能の 一部 を喪失しているもの
4級	小腸の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	小腸切除又は小腸疾患(注3)により永続的に小腸機能の著しい低下があり、かつ、通常の経口による栄養摂取では 栄養維持が困難 (注1)となるため、 随時 (注4)中心静脈栄養法又は経腸栄養法で行う必要があるもの

- (注1) 「栄養維持が困難」とは、栄養療法開始前に次のいずれかが認められた場合をいう。
① 成人においては、最近3か月間の体重減少率が10%以上であること。15歳以下においては、身長及び体重増加がみられないこと。
② 血清アルブミン濃度が3.2g/dl以下であること。

- (注2) 「疾患等」とは、小腸大量切除を行う疾患、病態は以下の場合をいう。
① 上腸間膜血管閉塞症 ② 小腸軸捻転症 ③ 先天性小腸閉鎖症 ④ 壊死性腸炎
⑤ 広汎腸管無神経節症 ⑥ 外傷 ⑦ その他

- (注3) 「小腸疾患」とは、
① クロウン病 ② 腸管ベーチェット病 ③ 非特異性小腸潰瘍 ④ 特発性仮性腸閉塞症
⑤ 乳児性難治性下痢症 ⑥ その他の良性的吸収不良症候群

- (注4) 「随時」とは、6か月の観察期間中に4週間程度の頻度をいう。

- (注5) 小腸切除(等級表1級又は3級に該当する大量切除の場合を除く。)又は小腸疾患による小腸機能障害の障害程度については再認定を要する。

- (注6) 障害認定の時期は、小腸大量切除の場合は手術時をもって行うものとし、それ以外の小腸機能障害の場合は6か月の観察期間を経て行うものとする。

診断年月日欄

医療機関名、
指定医氏名欄

再認定欄

は記載済みですか。

(記入例)

身体障害者診断書・意見書(小腸機能障害用)

総括表

氏 名	昭和54年7月23日生	男	女
住 所			
障害名(部位を明記)	小腸機能障害		
原因となった 疾病・外傷名	クローン病	外傷・ 疾病 先天性・その他()	
疾病・外傷発生日	平成24年 3月	日	
参考となる経過・現症(画像診断及び検査所見を含む。)	平成24年3月26日他院にて虫垂炎疑いにて手術施行。診断は回腸末端のクローン病であり、回腸切除術施行。平成28年再度クローン病が悪化し、腸閉塞となり9月10日回盲部切除施行する。 障害固定又は障害確定(推定) 平成28年 9月10日		
総合所見(再認定の項目も記入)	クローン病による小腸機能障害を認める。 血清アルブミン濃度は3.2g/dlであり、通常の経口摂取では栄養維持が困難である。1日800kcalの経管栄養(経腸栄養法)を必要とする。 〔将来再認定 要 (軽度化 ・重度化)・不要〕 〔再認定の時期 1年後 3年後 ・5年後〕		
その他参考となる合併症状	腸回転不全		
上記のとおり診断する。併せて以下の意見を付す。 平成29年12月27日	病院又は診療所の名称 病院 電話 () 所 在 地 診 療 担 当 科 名 外 科 医師氏名 印		
身体障害者福祉法第15条第3項の意見			
障害の程度は、身体障害者福祉法別表に掲げる障害に	該当する。 ・該当しない。	障害程度等級についての参考意見	4 級相当

注 障害区分や等級決定のため、八王子市から改めて問い合わせる場合があります。

小腸の機能障害の状況及び所見

身長 172 cm 体重 56 kg 体重減少率 %
(観察期間)

1 小腸切除の場合

- (1) 手術所見 ・切除小腸の部位 **回腸** ・長さ **80** cm
 ・残存小腸の部位 **空腸及び回腸の一部** ・長さ **約200** cm

<手術施行医療機関名 >

(できれば手術記録の写しを添付する。)

- (2) 小腸造影所見((1)が不明のとき。).....(小腸造影の写しを添付する。)
 推定残存小腸の長さ、その他の所見

2 小腸疾患の場合

病変部位、範囲、その他の参考となる所見

空腸から回腸の一部(残存回腸)に潰瘍を認める。

(注) 1及び2が併存する場合はその旨を併記すること。

[参考図示]



切除部位
 病変部位

3 栄養維持の方法(該当項目に○をする。)

中心静脈栄養法

- ・開始日 _____ 年 月 日
- ・カテーテル留置部位 _____
- ・装具の種類 _____
- ・最近6箇月間の実施状況 (最近6箇月間に _____ 日間)
- ・療法の連続性 (持 続 的 ・ 間 歇 的)
- ・熱量 (1日当たり _____ Kca)

経腸栄養法

・開始日 平成28年 9 月 30日

・カテーテル留置部位 経鼻的に注入時のみ使用

・最近6箇月間の実施状況 (最近6箇月間に 180日間)

・療法の連続性 (持続的)・間歇的)

・熱量 (1日当たり 800 Kca)

経口摂取

・摂取の状態 (普通食、軽食、流動食、低残渣食)

・摂取量 (普通量、中等量、少量)

4 便の性状 (下痢、軟便 正常) 排便回数(1日 4~5 回)

5 検査所見 (測定日平成28年12月10日)

赤血球数	463 /mm	血色素量	13.5 g/dℓ
血清総蛋白濃度	6.7 g/dℓ	血清アルブミン濃度	3.2 g/dℓ
血清総コレステロール濃度	129 mg/dℓ	中性脂肪	118 mg/dℓ
血清ナトリウム濃度	143 mEq /	血清カリウム濃度	3.7mEq /
血清クロール濃度	107 mEq /	血清マグネシウム濃度	1.9 mEq /
血清カルシウム濃度	8.1 mEq /		

(注) 1 手術時の残存腸管の長さは、腸間膜附着部の距離をいう。

2 中心静脈栄養法及び経腸栄養法による1日当たり熱量は、1週間の平均値によるものとする。

3 「経腸栄養法」とは、経管により成分栄養を与える方法をいう。

4 小腸切除(等級表1級又は3級に該当する大量切除の場合を除く。)又は小腸疾患による小腸機能障害の障害程度については再認定を要する。

5 障害認定の時期は、小腸大量切除の場合は手術時をもって行うものとし、それ以外の小腸機能障害の場合は6箇月の観察期間を経て行うものとする。